②			
③			

（記載上の注意）

１．「振替国債」とは、その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。

２．イ．の記載上の注意に準じて記載すること。

⑵　履行保証金保全契約の内容

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	契約金額	種別
			円	

⑶　履行保証金信託契約の内容

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	信託財産の額	種別
			円 （　年　月　日現在）	

（記載上の注意）

「特例適用終了日における特例適用終了資金移動業に係る履行保証金の額、保全金額及び信託財産の額又はこれらの見込額」は、特例適用終了日における特例適用終了資金移動業に係る資産保全の状況について記載すること。また、法第53条第２項に基づく未達債務の額等に関する報告書その他の財務（支）局長に提出した書類における特例適用終了資金移動業に係る直近の供託している履行保証金又は締結している履行保証金保全契約若しくは履行保証金信託契約に係る記載と「特例適用終了日における特例適用終了資金移動業に係る履行保証金の額、保全金額及び信託財産の額又はこれらの見込額」の記載（種別の記載を除く。）が異なるときは、その異なる内容について参考となる書面を第２面の次に添付すること。

別紙様式第24号（第38条第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

年　　月　　日

財務（支）局長　殿

（郵便番号　　―　　）

届出者　住　　所

電話番号（　）　―

別紙様式第22号（第38条第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

年　　月　　日

財務（支）局長　殿

（郵便番号　　―　　）

届出者　住　　所

電話番号（　）　―